

web3.0に関する勉強会報告 /JCBA公表物について

2023年9月

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）

「暗号資産発行者の会計処理検討にあたり考慮すべき事項」制作ワーキンググループ

■ 協会概要

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（東京都千代田区、会長：廣末 紀之）は、暗号資産、ブロックチェーン上のデジタル資産、Web3.0のビジネスに関する事業者団体です。会員間の知見共有、意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じて、ビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。（2016年設立）

2022年活動まとめ動画：<https://youtu.be/6W14LokQGmQ>

■ 主な事業

- **分科会**：現在11部会 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、各種タスクフォース、ワーキンググループが活動
- **月次勉強会**：法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで開催
- **提言、要望**：業界課題の論点整理、政治や関連省庁への提言・要望

2023年度税制改正要望（申告分離課税、法人税、資産税 利用者アンケート26,000件回答）

パーミッションレス型ステーブルコインの取り扱いに向けた、改正資金決済法および各種下位府令整備における事業者意見の取りまとめ、省庁交渉
NFTビジネスに関するガイドライン策定

暗号資産交換業ライセンスのあり方検討（web3事業ルール検討タスクフォース） など

- **会員間のネットワーキング**：懇親会の開催等
- **外部活動**：講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演及び協力など

■ 会員企業 合計136社 国内最大級 ※2023年9月時点

正会員：30社 準会員：91社 特別会員：4社 団体会員：11社

暗号資産、NFT、ステーブルコインなどのブロックチェーン上のデジタル資産に係わる事業者によって構成。Web3.0関連事業者、暗号資産交換業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関、地方自治体など

会員一覧：<https://cryptocurrency-association.org/member/>

日本暗号資産ビジネス協会

「暗号資産発行者の会計処理検討にあたり考慮すべき事項」

制作ワーキンググループ

・座長

竹ケ原 圭吾 コインチェック株式会社 常務執行役員CFO コーポレート本部長 公認会計士

・副座長

齊藤 洸 有限責任監査法人トーマツ ディレクター 公認会計士

・構成員

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー

斎藤 創 創・佐藤法律事務所 代表弁護士

福井 崇人 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

大和 省悟 株式会社bitFlyer クリプトストラテジー部 副部長

柳田 宗彦 国際商事研究学会 理事

吉田 世博 株式会社HashPort 代表取締役CEO

一般社団法人日本暗号資産取引業協会（共同公表予定）

制作にあたりコメント募集や意見交換を下記関係各所と実施

・一般社団法人日本暗号資産取引業協会

・金融庁 フィンテック参事官室、信用制度参事官室、企業開示課

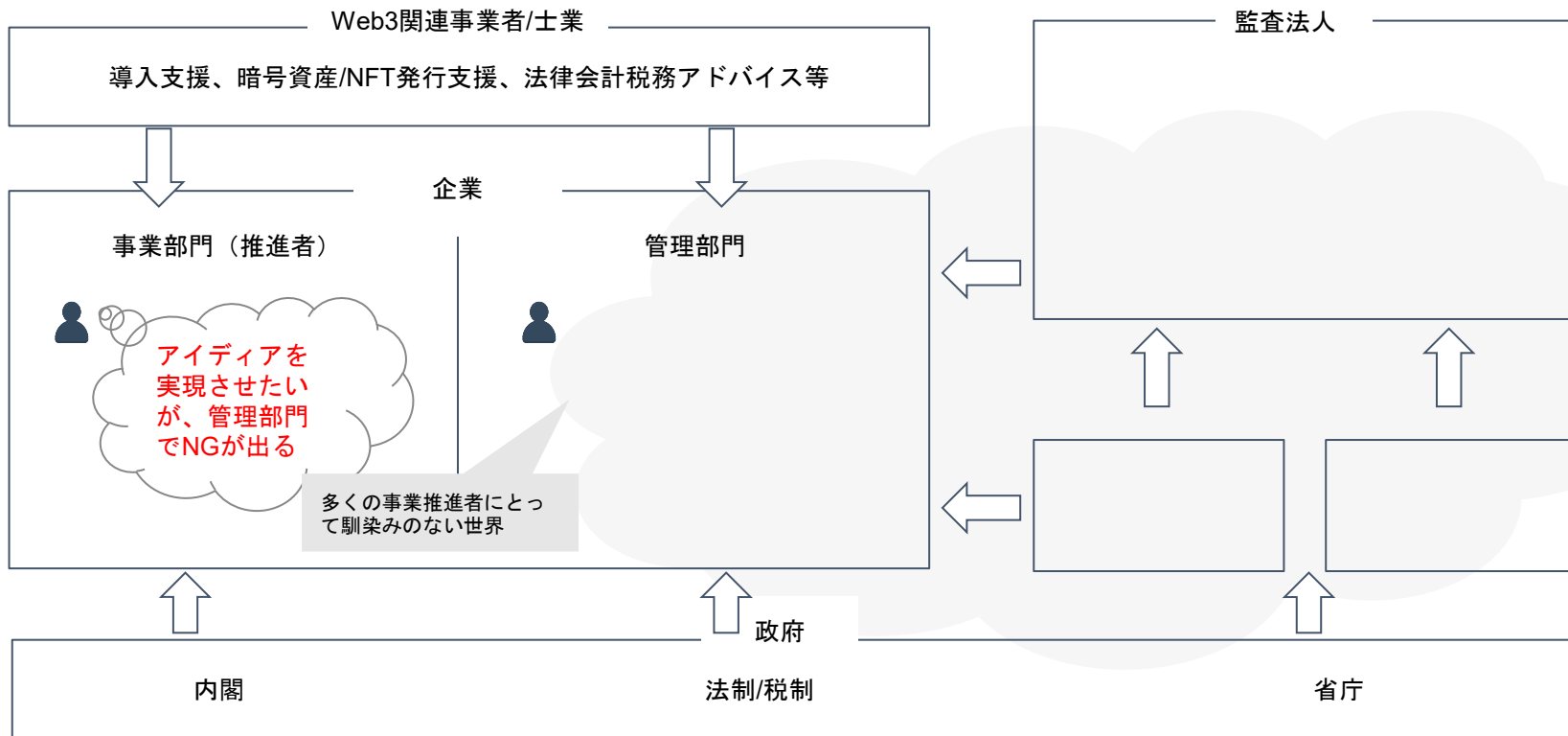
・経済産業省 Web3.0政策推進室

1. 現場で何が起きているのか
2. 今後期待されること
3. 日本における暗号資産発行時の規制の会計視点での課題
4. 会計処理上の検討ポイントとIEO規則に則った場合の考察
5. JCBAおよびJVCEAより公表予定の成果物について

現場で何が起きているのか

昨年来、Web3.0が骨太方針に反映されたこともあり、特に国内上場企業の参入が相次いでいる
一方、事業開発の現場では戸惑いの声が多い

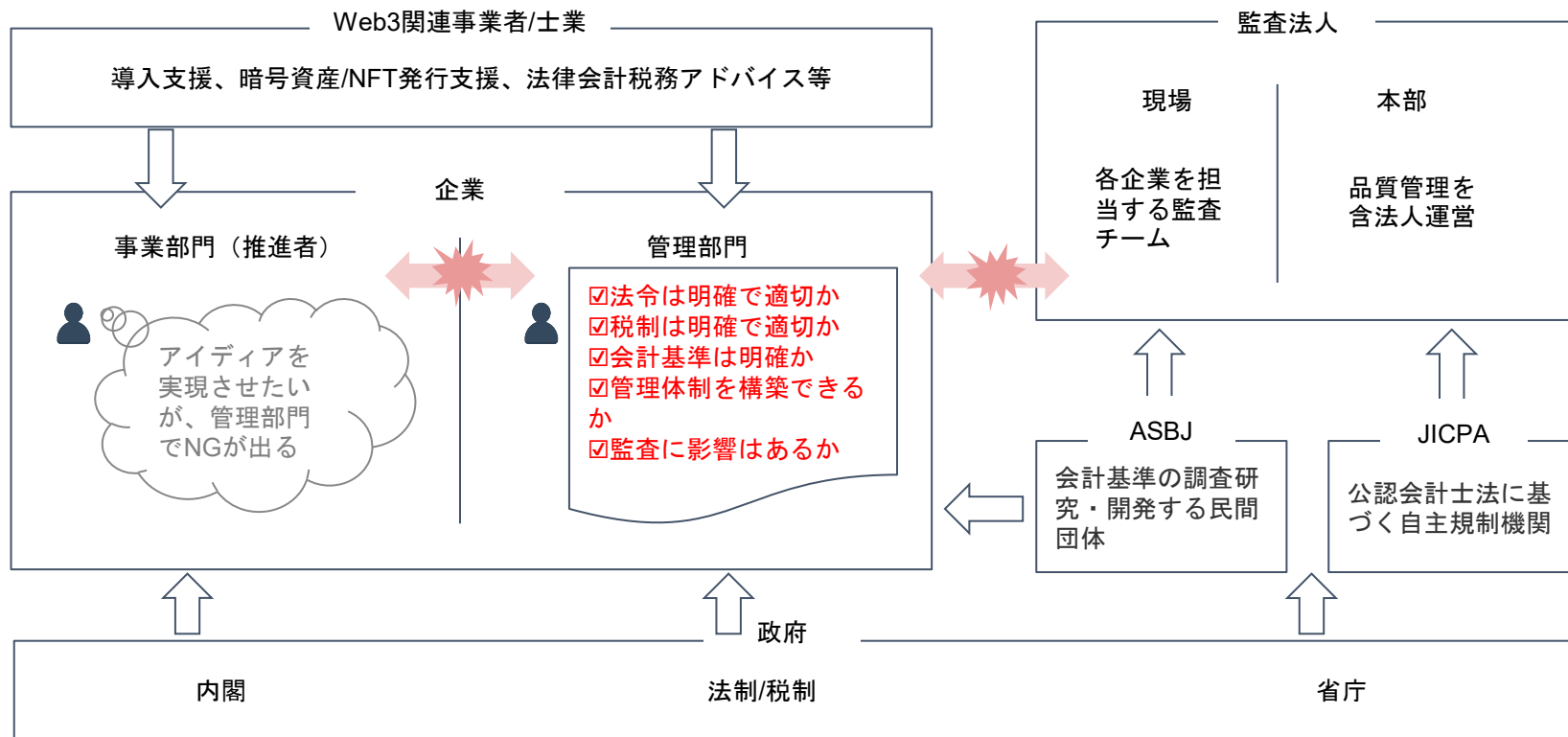
＜企業がWeb3.0を推進する上での関係図＞



現場で何が起きているのか

背景にはインターネットで財産的価値を表現するWeb3.0特有の課題（税/会計/管理/監査対応）がある
特に日本企業の管理部門はゼロリスク思考が強いことも要因と考えられる

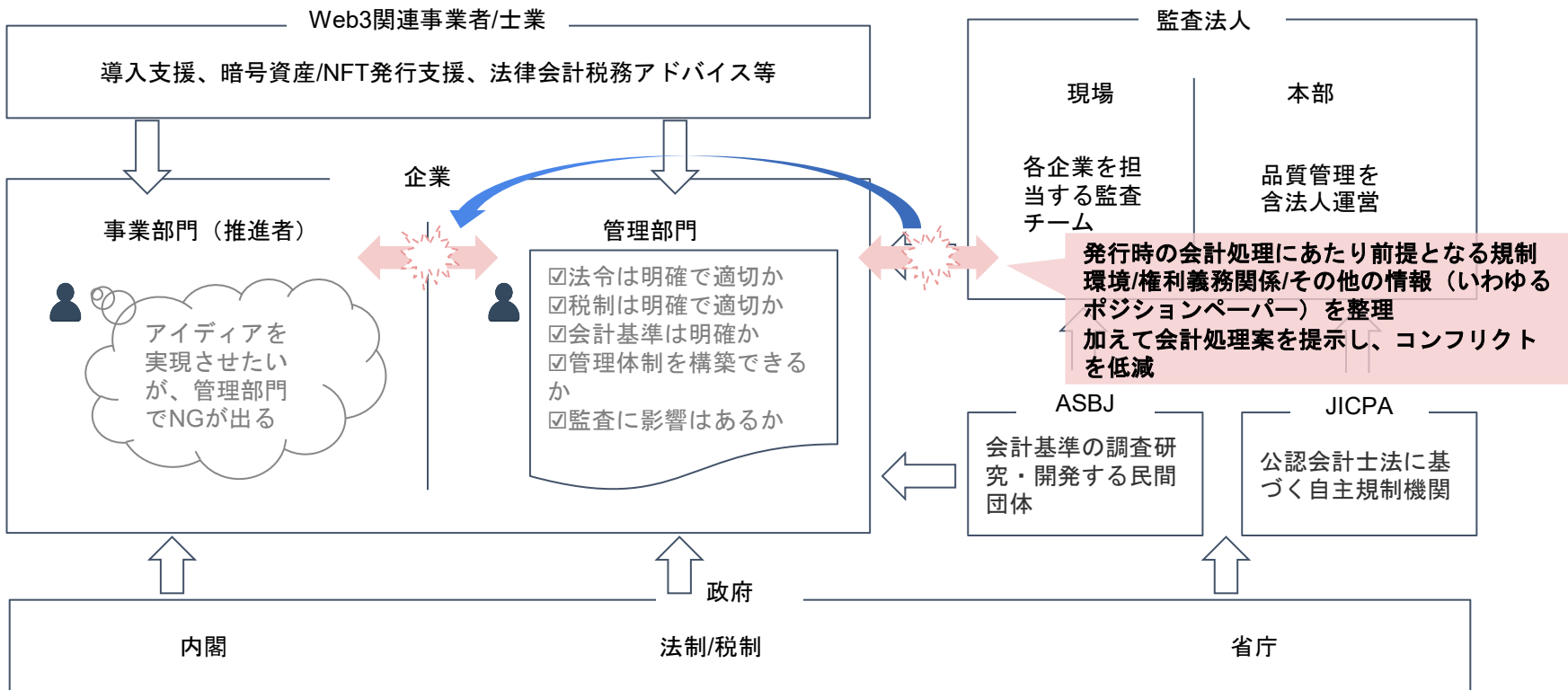
＜企業がWeb3.0を推進する上での関係図＞



現場で何が起きているのか

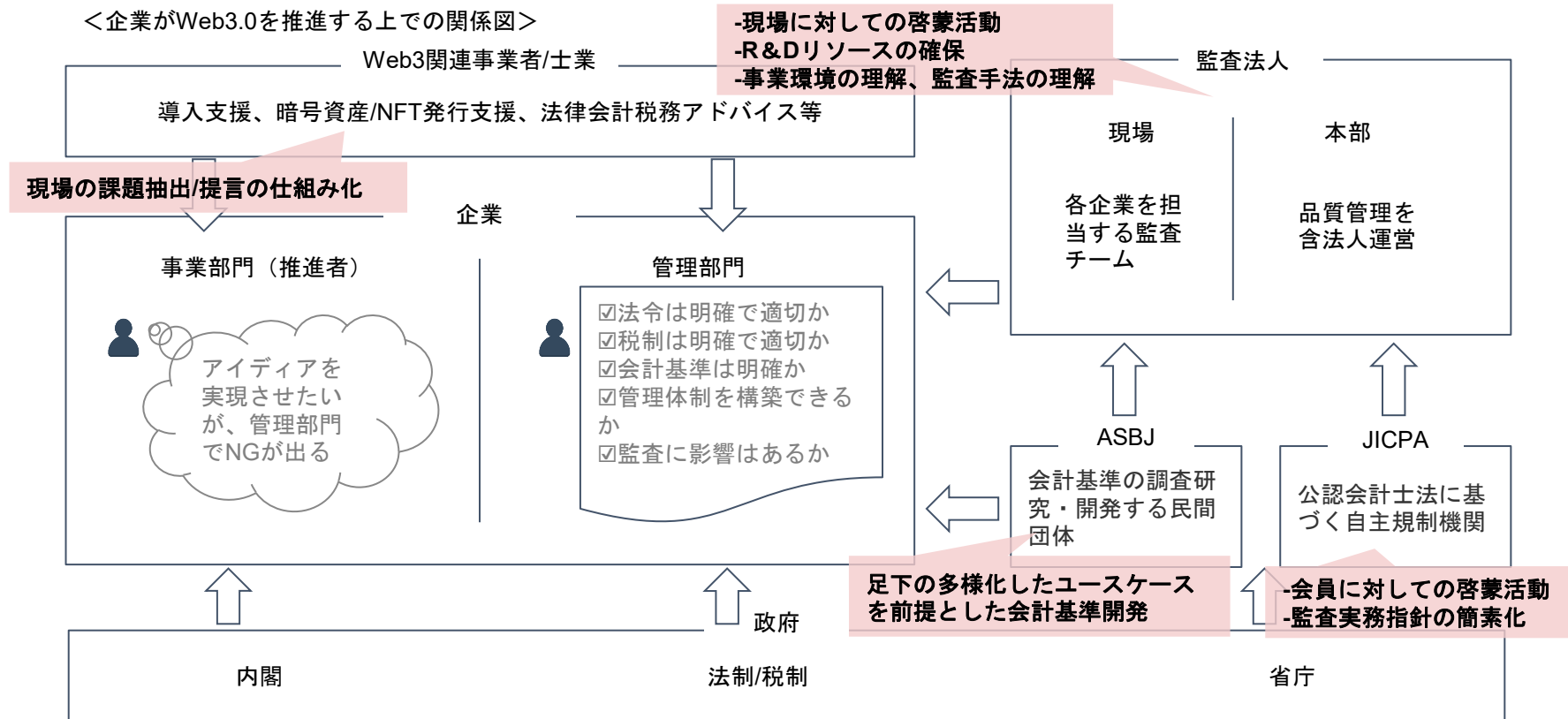
今回の成果物の目的は、企業の管理部門の説明コストの軽減、監査法人の現場の理解を促進し、事業創出しやすい環境を整備することである

<企業がWeb3.0を推進する上での関係図>



今後期待されること

この課題は多層構造的であり、各主体の継続的な活動によってスループットが高まる
JCBAとしては継続してフォローし、必要な提言を行う



日本における暗号資産発行時の規制の会計視点での課題

課題

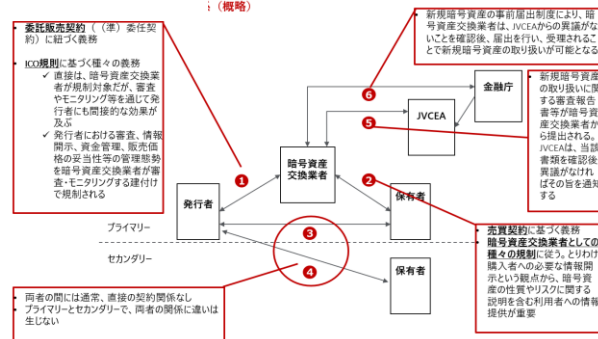
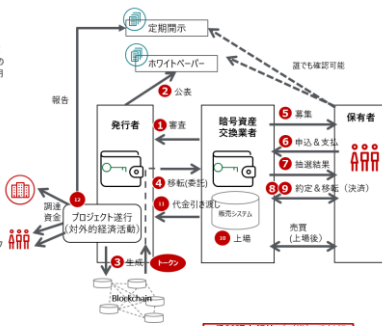
- 事業者側で、暗号資産を発行した際の会計処理判断の前提となる取引実態、特に**法的な整理について不透明な点があり、主に会計監査を受ける上場企業等において、実施が困難となっていることが指摘される。**
- また、監査人側でも、暗号資産を利用した新たな取引の理解が必ずしも進んでおらず、その結果、事業者と共通認識を醸成できず、このことが事実上の制約となっていると考えられる。
- その中でも特に、課題として挙げられたものは、**発行体とトークン保有者の契約と権利義務関係の明確化である。**

勉強会での成果物

国内IEOの実態と自主規制の全体像を示した構成とした 特に課題となる契約と権利義務関係については次ページを参照

ICO (IEO) のフロー(イメージ)と規制上の義務

- (概要)
- JVCEAは、2019年9月に「新規暗号資産の販売に関する規制」を公表。ICOを自己販売型と委託販売型に分け、その定義、規制上の種々の義務、整備すべき管理態勢などを明示した。
- (自主規制規則における販売者の主な義務)
- ① 審査
 - 事業の実現可能性等の検証
 - ホワイトペーパーを含む各種文書の整備
 - 販売価格の妥当性検証 等
 - ② 募集
 - 販売時の情報開示が必要 (トークンの内容や発行者の情報、資金使途等)
 - ③ プロジェクト進行
 - 3か月1回の継続開示が必要 (プロジェクトの進行状況や、調達資金の支出額やその用途等)
 - 分別管理義務や目的外使用の禁止義務により、調達資金は当初想定の使用以外に使うことが制限されている等



勉強会を通して、会計処理上の検討ポイントを列挙し 国内IEO規制に則った場合、どのように解釈されるかの指針を明らかにした

会計処理上の前提となる取引実態整理のためのポイント（一部抜粋）

会計処理上の検討ポイント	IEO規制に則った場合の考察
請負や委任などの契約関係	発行者と保有者との間で請負や委任といった法的関係の有無があるのかは個別の契約条項を検討して判別する他ないが、 標準的なICOの実務の場合、これに相当する条項は想定されていない。
発行者がトークンの所有者に財又はサービス等を提供できない場合、発行者は、返金などペナルティーの義務を負うか。	IEO規則上は受託販売契約モデルであるため発行者と保有者の間には直接の契約関係は生じず、通常、契約を発生原因とする法律上の債権・債務は発生しない。 この点、JVCEA の ICO 規則第 5 条が求める販売上の開示事項には、発行者が負担する債務（同条第 1 項（2）二）や、権利義務関係（同条第 1 項(5)ツ）の明記が要求されており、例えば発行者が約款を作成し、保有者との権利関係の条項を織り込むなどの場合には、当該債権債務関係につき、同条項に従って開示されるものと考えられる。【特にこの点については成果物付録にて例示】 発行者と暗号資産交換業者との間では、受託販売契約が締結されるのが通常である。その中の条項として、JVCEAのICO規則で要求されている種々の自主規制規則上の義務が、発行者の義務となる。この条項に違反する事象が発生した場合には、結果として契約上の責任の追及が発生し得る。
提供する財又はサービスは何か。複数の提供する財又はサービスがある場合、その内容や条件等はすべて販売時に開示されているか。	発行者が提供する予定の財・サービスは、一般的にはホワイトペーパー等で開示される ため「新規暗号資産の発行及び販売の目的」や「具体的な用途」の中で、将来トークン保有者がどのような便益を受けることができるのかについて確認することができる。
提供する財又はサービスと、発行者が獲得する対価との対応関係（等価交換か否かを含む）は明らかか。	ICO 規則第 18 条及びそのガイドラインで、 販売価格の妥当性を検証することを求めており、規制上等価であることが前提となっている。 すなわち、暗号資産は、法律上「財産的価値」と定義されているところ、この価値の金額的評価額については、上記販売価格を条件に売買契約を締結した当事者間においては通常等価であると考えられる。
免責事項等の法的有効性	ホワイトペーパーに免責事項が記載された場合、 合理的な範囲内で一般原理、消費者契約法の範囲で一定の効果は認められる。 ただし、合理的な範囲を超えるものについての有効性は認められないものと思われる。

暗号資産の発行を行う事業者において、 web3分野の知見に乏しい会計に携わる実務者等が 会計処理の判断を行う際に用いるべき情報を整理

対象となる課題

web3事業における会計課題

本ペーパーの対象

日本の規制下で暗号資産を発行しようとする事業者（ベンチャー、上場企業等 以下、発行者）
およびその会計実務に携わる担当者、発行者を監査をする会計士

その他：海外で暗号資産を発行する事業者、NFT等を扱う事業者

得られる知見

- ・世界及び日本における暗号資産に関わる会計基準開発の動向と現在地
- ・日本における暗号資産発行時の規制の概要
- ・日本のICO/IEOに関連して発生する契約の内容
- ・会計判断にあたってアクセスできる情報（権利・義務や債務など法的な概念で説明される開示情報の項目）
- ・発展的議論（スマートコントラクトと契約に関する議論）
- ・【付録】発行者が保有者等に対して法的義務を明確化した場合に取り得る会計処理の例示

※勉強会における議論を太字で示しており、その他の項目は、勉強会での議論とは別に、参考としてJCBA及びJVCEAが作成したものである。

連絡先

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-10-6

BIZ SMART神田901号室

E-mail : info@cryptocurrency-association.org

TEL : 03-3502-3336